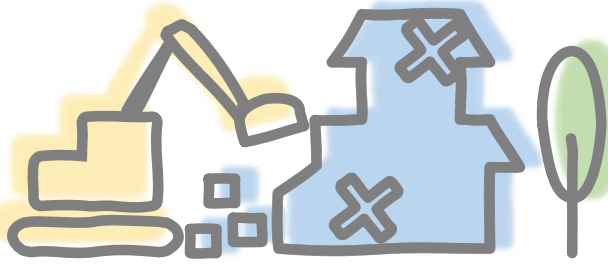


狭山市空家等除却補助金



補助額最大

50万円※

※ 市内業者による解体の場合

解体を迷っている空き家をお持ちではありませんか？
その空き家解体に補助金を使えるかもしれません！

申請前の解体工事は補助金の対象外となるため、まずは都市計画課にご相談ください。

対象空家等

※右記の全てを
満たすもの



- 一年以上使用されていないことが常態であるもの
※事務所、店舗等の用途を兼ねる一戸建ての住宅であって、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。
- 所有者が複数いる場合は全員の同意を得ているもの
※当該空家等を除却することへの同意(所有権以外の権利者の同意を含む。)
- 建築物の確認(建築基準法第6条第1項)を受けて建築された住宅であること
- 現に公共事業の補償の対象となっていないもの

対象者

※右記の全てを
満たす方



- 市税を滞納していない方
- 個人であり、補助対象空家等の所有者等
- 申請する空家等の敷地において、本補助金の交付を受けたことがない方
- 被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除(3,000万円の特別控除)に該当しない方

対象工事



- 補助対象空家等の全てを除去し、その土地を更地にする工事
※樹木や庭石なども含めて敷地内の全てを撤去する工事

補助金額は次のうち最も低い金額となります。(1万円未満切り捨て)

1. 税抜き補助対象経費(工事費)×2分の1
2. 補助対象空家等(住宅部分)の延べ床面積(m²)×1万円
3. 市内業者の解体は上限**50万円**・市外業者の解体は上限**40万円**

詳細はホームページへ



狭山市公式ホームページ
二次元コード

注意点

- ・上記以外にも要件があるため、補助金を申請する場合は**工事着手前**に事前相談が必要です。詳しくは、下記問合せ先にお問い合わせください。
- ・予算には限りがあるため、予算額に達した場合は年度途中でも受付を終了します。

問合せ先

狭山市 都市計画課 まちづくり推進・空き家対策担当

電話:04-2941-6458(直通) 平日9:00-16:30